

定期監査の結果に基づく措置

(令和4年11月9日実施)

真備支所市民課

調査事項	遺失物について
指摘事項	遺失物について、現金の拾得物を警察署長へ提出したものの、遺失物法に定める期間内に引渡しを請求しなかったことにより、所有権を取得できなかった事例が見受けられたので、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理をされたい。
措置	<p>遺失物につきましては、所有権取得後の引取期間内での処置について、係内のチェック体制が十分でなかったため、グループウェアを活用し係内で進捗状況の見える化を行うことで体制強化を図るとともに、関係法令等について改めて周知徹底いたしました。</p> <p>今後は、遺失物法及び倉敷市遺失物処理規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p>

定期監査の結果に基づく措置

(令和4年11月8日実施)

真備支所産業課

調査事項	補助金について
指摘事項	上原井領土地改良区運営事務費補助金について、補助事業完了後に実績報告書が提出されておらず、補助金額の確定をしていなかったため、倉敷市補助金等交付規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	<p>ご指摘のありました件につきましては、職員に倉敷市補助金等交付規則等の周知を行いました。</p> <p>令和5年1月12日に上原井領土地改良区の理事会において、経緯説明を行い、実績報告書の提出を求めました。後日、提出された実績報告書の内容確認後に補助金額確定通知を行いました。</p> <p>また、既に交付した補助金との差額につきましては、年度末までに返還手続きを行います。</p> <p>今後は適切な事務処理を行うように努めます。</p>

定期監査の結果に基づく措置

(令和4年11月7日実施)

真備支所建設課

調査事項	収入について
指摘事項	<p>西日本電信電話株式会社との契約に基づき井原線吉備真備駅、川辺宿駅、及び備中呉妹駅に設置された公衆電話に係る事務について、次の点に不備が見受けられたので、関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 受託業務である料金回収を長期間行っておらず、業務の履行及び公金の管理に適正を欠いていた。</p> <p>(2) 納入通知書を発しない随時の収入は、地方自治法施行令により領収した日の属する年度によって歳入所属年度を区分することになっているが、令和3年度中に受領した委託手数料等について、事務処理が著しく遅延し翌年度に調定及び収納が行われていた。</p>
措置	<p>「収入について」につきましては、指摘を受け、定期的（月1回）に料金の回収を行うとともに、収入が発生した年度内に調定処理を行うようにいたしました。今後は適正な事務をしてまいります。</p>

定期監査の結果に基づく措置

(令和4年11月7日実施)

真備支所建設課

調査事項	公園占用許可について（使用料を含む）
指摘事項	令和3年度及び令和4年度の公衆電話室の公園使用料について、算定根拠となる倉敷市道路占用料徴収条例に規定された改正前の使用料を徴していたため、倉敷市公園条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	「公園占用許可について（使用料を含む）」につきましては、指摘を受け、令和3年3月23日に改正された倉敷市道路占用料徴収条例に従い、使用料の徴収を行いました。今後は適正な事務をしてまいります。

定期監査の結果に基づく措置

(令和4年11月7日実施)

真備支所建設課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用料を令和3年度中に調定し収入すべきものが、翌年度に調定し収納されていたため、倉敷市財務規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	「行政財産の目的外使用許可について」につきましては、指摘を受け、課内で収入が発生した年度内に調定処理を行うことの徹底を図りました。今後は適正な事務処理をまいります。